

宇都宮地域合併協議会だより

■ 発行 宇都宮地域合併協議会
■ 編集 宇都宮地域合併協議会事務局

〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5
Tel : 028-632-2103 Fax : 028-632-5425
E-mail : u-gappei@moon.ucatv.ne.jp

合併協議会を設置しました

●合併協議会の設置

宇都宮市・上河内町・河内町の1市2町は、平成18年7月24日に臨時議会を開き、合併協議会の設置議案を議決し、翌25日に合併協議会（会長：佐藤栄一宇都宮市長）を設置しました。

この合併協議会は、市長・町長をはじめ25人の委員で構成し、新しいまちづくりの方針や、新市の行政サービスの内容などを協議します。

●合併協議会の開催

7月31日には第1回合併協議会を開催し、合併の方式や合併の期日、行政制度の調整方針などについて、また、8月10日には第2回合併協議会を開催し、合併市町村基本計画や合併協定項目の一部について協議しました。

今後は、地域自治制度や、行政制度など、合併に向けて、ひきつづき協議をしていきます。

協議の内容については、この「宇都宮地域合併協議会だより」やホームページで皆様にお知らせします。

発足にあたって



平成18年7月25日に、宇都宮市・上河内町・河内町の1市2町による宇都宮地域合併協議会が設置され、会長をお引き受けすることとなり、身の引き締まる思いを感じるとともに、新しいまちづくりを進めることへの大きな希望を抱いております。

さて、今日の地方自治体を取り巻く環境は、地方分権の進展や、少子高齢化の進行をはじめとした、めまぐるしい社会の変化に対応しなくてはならないという厳しい状況に直面しております。

このような状況に対応していくためには、行政基盤の強化と行政の効率化が必要不可欠で

あり、合併はその有効な手段であることから、今回の合併を契機としてそれらをより推進してまいります。

宇都宮市・上河内町・河内町は、生活圏の結びつきの強さや、ごみ処理や消防などの行政サービスを一体的に行っていることから、1市2町での合併が期待され、また、新しいまちの自治能力を向上させることにより、宇都宮地域全体を継続的に発展させることができると考えております。

次の時代を担う人たちへの責任を果たすとともに、各地域の歴史・文化・伝統などを守り、育て、互いに生かしあえるまちをつくるよう努力していくことを住民の皆様にお誓いして、協議会設置のごあいさつとさせていただきます。

宇都宮地域合併協議会 会長 佐藤 栄一

協議会が設置されるまで

平成17年4月、河内町で住民投票が実施され、宇都宮市との合併を望む人が約85%という結果が出ました。その後、河内町長は宇都宮市長に対して、平成19年3月までの合併を申し入れました。市と町では、その後、合併に向けた準備を進めてきました。

一方、上河内町では、平成18年5～6月に合併に対する住民アンケートが実施され、その結果、宇都宮市・河内町との合併を望む人の割合が71%を超えるました。上河内町長は、その結果を受けて、宇都宮市・河内町の協議に加わり、1市2町の枠組みによる合併協議を行ってきました。

合併協議のスケジュール（予定）

	18年7月	8月	9月	10月	11月	12月	19年1月	2月	3月
合併協議会	第1回 (7/31)	第2回 (8/10)	第3回 (9/1予定)	第4回	第5回 合併協定書調印（※）		第6回		第7回
各市町					合併の議決				
県						合併の議決	国への届出		
国								告示	

※合併協定書……合併協議会で合意された協議内容を取りまとめたものであり、議会の議決など法律に定める合併手続きの前に調印されるものです。

第1回協議会の報告

平成18年7月31日（月）に、第1回宇都宮地域合併協議会を宇都宮市役所で開催しました。佐藤栄一会長のあいさつの後、報告及び審議事項の協議が行われました。

1. 報告事項

- ・宇都宮地域合併協議会の設置等について

1市2町の議会の議決、各市町の市長・町長の協議を経て、7月25日に合併協議会（名称：宇都宮地域合併協議会）が設置されたこと、協議会の諸規程、会長職務代理などについて報告しました。

2. 主な審議事項

(1)合併の基本項目について

平成19年3月を目指として上河内町・河内町を宇都宮市に編入する「編入合併」とし、新市の名称は「宇都宮市」、事務所の位置は現在の宇都宮市役所の位置とすることが了承されました。



(2)行政制度の調整方針について

合併に際して、住民が行政制度の違いにより混乱や大きな影響を受けることがないよう、行政サービスや負担水準の調整を図るための方針を定めました。

(詳しくはページ下部)

(3)合併市町村基本計画の作成方針について

新しい市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するための指針となる「合併市町村基本計画」の作成方針を定めました。

(4)地域自治制度の基本方針について

合併後の住民自治の拡充を図るために「地域自治制度」構築の基本方針を定めました。

(5)宇都宮地域合併協議会小委員会の設置に関することについて

合併協議の重要事項について、特に専門的・集中的に調査、審議するための小委員会の設置と規程が承認されました。

行政制度の調整をします

宇都宮市・上河内町・河内町にはそれぞれの地域性や経緯の中で行われてきた行政サービスや制度があります。この1市2町がひとつのまちになるためには、新しいまちとしての一体性を確保しながら、住民が行政サービスや制度の違いにより混乱や大きな影響を受けることがないようにする必要があります。そのため各種の行政制度の調整を行います。

調整の方針

①原則として宇都宮市の制度を基準に統一・調整を図るものとします。



②関係市町の制度のうち地域特性があるものや、合併後ただちに統一・実施することで住民生活等に大きく影響するものについては、経過措置(※)の設定や地域自治制度(※)の活用など、円滑な移行に向けた調整を図ります。

調整の基本的な考え方

速やかな一体性の確保

住民サービス及び住民福祉の向上

負担公平の原則

行政改革の観点による事務事業の見直し

健全な財政運営

地域特性を生かした魅力あるまちづくり

※経過措置：制度などの変化が大きいため、段階を通して変えること

※地域自治制度：地域の特性を生かした行政を、地域住民が主体的に行えるようにするための制度

第2回協議会の報告

平成18年8月10日（木）に、第2回宇都宮地域合併協議会を宇都宮市役所で開催しました。

はじめに佐藤栄一会長のあいさつがあり、出席委員の報告と会議録署名人の選任が行われた後、報告及び審議事項の協議が行われました。

1. 報告事項

各種事務事業の取扱いについて

現在1市2町で行っている事務事業の調整状況の一部が報告されました。

2. 審議事項

(1)合併市町村基本計画（県との事前協議案）について

「合併市町村基本計画」の案が承認されました。（詳しくはページ下部）

(2)合併協定項目について

国民健康保険関係事業、コミュニティ関係事業などの取扱いについて承認されました。（詳しくは5～7ページ）

合併市町村基本計画をつくります

「合併市町村基本計画」とは、合併後の行政運営を円滑に行い、各地域が均衡に発展できるよう、新市の速やかな一体化や、住民福祉の向上、各地域の特色を生かした地域づくりなど、新市全体の発展に向けた目標や施策を明らかにするために作成するものです。その目標や施策の主な内容は、以下のとおりです。

まちづくりの目標

「躍動する市民 魅力あふれる地域
あすの活力をはぐくむ都市 うつのみや」

新市の施策の大綱

（合併後にまちづくりのために行う施策の柱）

- 1 一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造
- 2 個性と特性を生かした地域の創造
- 3 人、モノ、情報が活発に交流する活力の創造

地域別計画

（各地域の目標像・主要事業〔代表的なもの〕）

- ◎ 宇都宮地域 ～高次な都市機能を備えた魅力とにぎわいのある地域～
新交通システムの導入、地域コミュニティセンター整備事業、宇都宮駅東口地区整備事業 など
- ◎ 上河内地域 ～自然と人が共生し安心して暮らせる活力あふれる地域～
道路新設改良事業、公共下水道整備事業、中里原土地区画整理事業 など
- ◎ 河内地域 ～水と緑に囲まれやさしい居住空間にあふれる住みやすい地域～
公共下水道整備事業、地域自治拠点整備事業、岡本駅西土地区画整理事業 など

合併協定項目の主な内容（1）

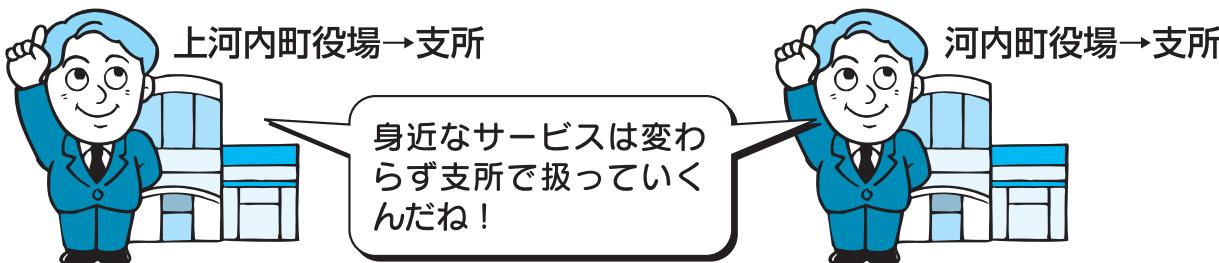
自治体の存立にかかわる基本的な事項や、生活に密着した事項などについては、「合併協定項目」として協議します。

第2回協議会で、承認された項目のうち、特に皆様の生活に密着したものについて主な内容を紹介します。

●事務組織及び機構の取扱い

現在の上河内町及び河内町役場は、地方自治法上の支所とします。

※支所：住民に身近なサービスを総合的に提供する事務所です。
支所で取り扱う主な事務は、第3回以降の協議会で協議します。

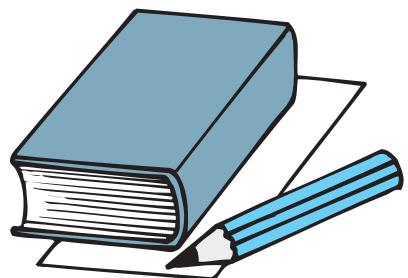


●財産の取扱い

上河内町及び河内町の財産は、すべて宇都宮市に引き継ぎます。

●条例、規則等の取扱い

宇都宮市の条例、規則等を適用します。



●慣行の取扱い

宇都宮市の制度に統一します。
なお、各町の慣行については、各地域において引き続き継承していきます。

※慣行：市町章や市町の花・木・鳥など、その地域のシンボル的なものです。

【参考】

	宇都宮市	上河内町	河内町
市町章			

合併協定項目の主な内容（2）

●国民健康保険関係事業の取扱い

国民健康保険税の賦課については、平成18年度は現行のとおりとし、平成19年度から宇都宮市の制度に統一します。

【参考】

宇都宮市の国民健康保険税の賦課		
	医療給付費分	介護納付金分
所得割	8.16%	1.7%
資産割	22.0%	3.0%
均等割	27,000円	7,300円
平等割	30,000円	6,000円
賦課限度額	530,000円	80,000円

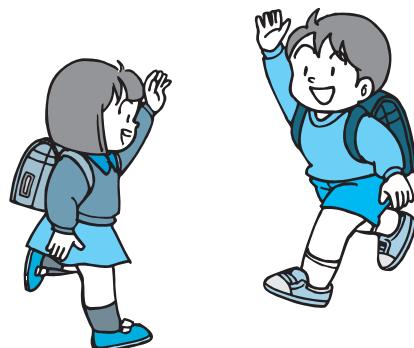
●コミュニティ関係事業の取扱い

コミュニティ活動については、さらに充実・強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していきます。

※コミュニティ活動：自治会や各種団体が行う地域活動です。

●学校教育関係事業の取扱い

学校の通学区域については、合併後、全市的な通学区域の見直しの必要性を検討します。



●社会教育関係事業の取扱い

社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、合併時に整理統合し一元化します。ただし、地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関又は団体が行います。



合併協定項目の主な内容（3）

●環境・清掃関係事業の取扱い

環境・清掃事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整します。

※宇都宮市のごみの分別：資源物（新聞・びん缶類・ペットボトル・段ボール・雑誌その他の紙・布類）

焼却ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・危険ごみの5種10分別です。

また、紙パックや白色トレイを地区市民センターや小学校などで、拠点収集しています。



●保健衛生関係事業の取扱い

保健衛生関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整します。

【参考】

平成18年度宇都宮市乳児健康診査	
健診方法	個別健診
対象月齢	4か月児・10か月児

平成18年度宇都宮市基本健康診査	
個別健診	2,300円
集団健診	1,260円

●介護保険関係事業の取扱い

介護保険関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整します。

【参考】

平成18年度宇都宮市介護保険料（※合併後は統一した保険料を改めて算出します。）						
段階区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
金額	22,300円	22,300円	33,500円	44,700円	55,800円	67,000円



委員名簿

宇都宮地域合併協議会の委員 25 人を紹介します。

会長	佐藤 栄一	宇都宮市長
副会長	手塚 順一	上河内町長
	手塚 照夫	河内町長
宇都宮市	議会代表 諏訪 利夫	宇都宮市議會議長
	山崎 守男	宇都宮市議會市町合併対策特別委員會委員長
	民間代表 櫛渕 澄江	宇都宮市地域婦人連絡協議會會長
	佐々木英明	宇都宮市自治會連合會會長
	築 郁夫	宇都宮市商工会議所會頭
上河内町	行政代表 高梨真佐岐	宇都宮市助役
	議会代表 松田 仁一	上河内町議會議長
	民間代表 江連 功	上河内町社会福祉協議會副會長
	斎藤 勝	上河内町青少年育成町民會議會長
	行政代表 福嶋 邦夫	上河内町助役

河内町	議会代表 五月女伸夫	河内町議會議長
	白坂喜美雄	河内町議會合併問題調査研究特別委員會委員長
民間代表	須藤 貢	河内町自治會長連合會會長
	高橋 栄一	河内町商工会副會長
行政代表	平賀 貴子	河内町 PTA 連絡協議會會長
	南木 昭男	河内町助役
共通委員	小島 俊一	宇都宮農業協同組合代表理事組合長
	中村 祐司	宇都宮大学國際学部教授
	沼田 良	作新学院大学総合政策学部教授
	福田 正男	栃木県総務部市町村課主幹

(敬称略)



おしらせ

宇都宮地域合併協議会では、協議会のさまざまな情報をお知らせするため、ホームページを開設しています。最新情報や合併協議会の紹介、協議会の会議録などご覧いただけます。皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。

- ◆ホームページ
<http://www2.ucatv.ne.jp/~u-gappei.moon/index2.html>
- ◆Eメール u-gappei@moon.ucatv.ne.jp

●各市町ホームページ●

- 宇都宮市 <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>
- 上河内町 <http://www.town.kamikawachi.tochigi.jp/>
- 河内町 <http://www.town.kawachi.tochigi.jp/>

第3回合併協議会が開催されます。

- ◎日 時／平成18年9月1日（金）午前10時から
- ◎傍聴受付／午前9時30分から
- ◎会場／宇都宮市役所14大会議室

協議会は、どなたでも傍聴することができますので、希望する方は、直接会場までお越しください。

傍聴受付は、定員（20名）になり次第締め切らせていただきます。なお、受付開始時点で定員を超える傍聴希望者がいる場合は、抽選により決定します。